２　10歯以上　60点

Ｉ０００－３　残根削合（１歯１回につき）　18点

注　貼薬、仮封及び特定薬剤の費用並びに特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ００１　歯髄保護処置（１歯につき）

１　歯髄温存療法　188点

２　直接歯髄保護処置　150点

３　間接歯髄保護処置　30点

注１　歯髄温存療法を行った場合の経過観察中の区分番号Ｉ０００に掲げるう蝕処置の費用は、所定点数に含まれる。

２　特定薬剤及び特定保険医療材料の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００２　知覚過敏処置（１口腔１回につき）

１　３歯まで　46点

２　４歯以上　56点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００２－２　う蝕薬物塗布処置（１口腔１回につき）

１　３歯まで　46点

２　４歯以上　56点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００３　初期う蝕早期充填処置（１歯につき）　134点

注　小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００４　歯髄切断（１歯につき）

１　生活歯髄切断　230点

２　失活歯髄切断　70点

注１　永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、１の生活歯髄切断を行った場合は、40点を所定点数に加算する。

２　歯髄保護処置の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００５　抜髄（１歯につき）

１　単根管　228点

２　２根管　418点

３　３根管以上　588点

注１　区分番号Ｉ００１の１に掲げる歯髄温存療法を行った日から起算して３月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、40点、230点又は400点を算定する。

２　区分番号Ｉ００１の２に掲げる直接歯髄保護処置を行った日から起算して１月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、78点、268点又は438点を算定する。

３　麻酔（通則第７号に規定する麻酔に限る。）及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００６　感染根管処置（１歯につき）

１　単根管　150点

２　２根管　300点

３　３根管以上　438点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００７　根管貼薬処置（１歯１回につき）

１　単根管　28点

２　２根管　34点

３　３根管以上　46点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８　根管充填（１歯につき）

１　単根管　72点

２　２根管　94点

３　３根管以上　114点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８－２　加圧根管充填処置（１歯につき）

１　単根管　136点

２　２根管　164点

３　３根管以上　200点

注１　区分番号Ｍ０００－２に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の注１により当該管理料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。

２　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

３　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、４根管又は樋状根に対して歯科用３次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、第４部に掲げる歯科用３次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。

（外科後処置）

Ｉ００９　外科後処置

１　口腔内外科後処置（１口腔１回につき）　22点

２　口腔外外科後処置（１回につき）　22点

Ｉ００９－２　創傷処置

１　100平方センチメートル未満　52点

２　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　60点

３　500平方センチメートル以上　90点

注　１については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

Ｉ００９－３　歯科ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）　50点

Ｉ００９－４　上顎洞洗浄（片側）　55点

Ｉ００９－５　口腔内分泌物吸引（１日につき）　48点

（歯周組織の処置）

Ｉ０１０　歯周疾患処置（１口腔１回につき）　14点

注　特定薬剤を用いて行った場合に算定する。

Ｉ０１１　歯周基本治療

１　スケーリング（３分の１顎につき）　68点

２　スケーリング・ルートプレーニング（１歯につき）

イ　前歯　60点

ロ　小臼歯　64点

ハ　大臼歯　72点

３　歯周ポケット掻爬（１歯につき）

イ　前歯　60点

ロ　小臼歯　64点

ハ　大臼歯　72点

注１　１については、同時に３分の１顎を超えて行った場合は、３分の１顎を増すごとに、38点を所定点数に加算する。

２　同一部位に２回以上同一の区分に係る歯周基本治療を行った場合、２回目以降の費用は、所定点数（１については、注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。